各位

会社名株式会社 廣 済 堂代表者名代表取締役社長 土井 常由(コード番号7868 東証 第1部)問合せ先取締役 小林 秀昭電 話(03)3453-0557

(変更) 「株式会社南青山不動産による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明(中立)のお知らせ」の一部変更について

当社が、平成31年4月25日付で公表いたしました「株式会社南青山不動産による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明(中立)のお知らせ」について、一部変更すべき事項(以下「本変更」といいます。)がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

株式会社南青山不動産(以下「公開買付者」といいます。)による金融商品取引法施行令第30条第1項に基づく要請により当社が公表した本日付「株式会社南青山不動産による株式会社廣済堂株券(証券コード:7868)に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」において記載したとおり、公開買付者による当社の普通株式に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)に係る公開買付届出書の記載事項に訂正すべき事項が生じたため、本日、公開買付者は、公開買付届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出するとともに本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)を延長しましたが、本変更は、当該訂正届出書の提出及び公開買付期間の延長に伴い生じたものとなります。

なお、変更箇所につきましては、下線で示しております。

記

- 3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由
- (6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置 等、本公開買付けの公正性を担保するための措置
  - ⑤ 他の買付者からの買付機会等を確保するための措置

# 【変更前】

## <前略>

なお、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいま

す。)は法令に定められた最短期間である 20 営業日とされておりましたが、当社は、対象者を非公開化する手続の一環として行われる公開買付けにおいては公開買付期間を 30 営業日確保するのが実務上一般的であることや、当社が本公開買付けに対する意見を直ちには形成できない見込みであることを踏まえ、当社が当該意見を表明した後に株主が当該意見を踏まえて応募の可否を判断するための熟慮期間を十分に確保するべきであると考えられること等から、当社は、後記「8.公開買付期間の延長請求」のとおり、金融商品取引法第 27 条の 10 第 3 項の規定により、平成 31 年 3 月 25 日に、本公開買付けにおける公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書を提出いたしました。これにより、本公開買付けにおける公開買付期間は、令和元年 5 月 10 日(金曜日)まで(30 営業日)となっております。

### 【変更後】

#### <前略>

なお、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)は法令に定められた最短期間である 20 営業日とされておりましたが、当社は、対象者を非公開化する手続の一環として行われる公開買付けにおいては公開買付期間を 30 営業日確保するのが実務上一般的であることや、当社が本公開買付けに対する意見を直ちには形成できない見込みであることを踏まえ、当社が当該意見を表明した後に株主が当該意見を踏まえて応募の可否を判断するための熟慮期間を十分に確保するべきであると考えられること等から、当社は、後記「8.公開買付期間の延長請求」のとおり、金融商品取引法第 27 条の 10 第 3 項の規定により、平成 31 年 3 月 25 日に、本公開買付けにおける公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書を提出いたしました。これにより、本公開買付けにおける公開買付期間は、令和元年 5 月 10 日(金曜日)まで(30 営業日)となっておりました。

その後、公開買付者は、本公開買付けに係る公開買付届出書の記載事項に訂正すべき事項が生じたため、令和元年5月8日付で公開買付届出書の訂正届出書(以下「本訂正届出書」といいます。)を関東財務局長に提出するとともに、公開買付期間を本訂正届出書提出日から起算して10営業日を経過した日である令和元年5月22日(水曜日)まで延長し、公開買付期間を合計38営業日とすることとしたとのことです。なお、かかる公開買付期間の延長は、公開買付届出書の訂正届出書を提出した場合、法令上、当該公開買付届出書に係る公開買付期間の末日の翌日から、当該訂正届出書を提出する日より起算して10営業日を経過した日までの期間とすることとされていることによるものであるとのことです。

#### 8. 公開買付期間の延長請求

#### 【変更前】

前記「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」のとおり、本公開買付けにおける公開買付期間は法令に定められた最短期間である 20 営業日とされておりましたが、当社は、平成 31 年 3 月 25 日に、金融商品取引法第 27 条の 10 第 3 項の規定により、本公開買付けにおける公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書を提出いたしました。これにより、本公開買付けにおける公開買付期間は、令和元年 5 月 10日(金曜日)まで(30 営業日)となっております。

### 【変更後】

前記「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」のとおり、本公開買付けにおける公開買付期間は法令に定められた最短期間である 20 営業日とされておりましたが、当社は、平成 31 年 3 月 25 日に、金融商品取引法第 27 条の 10 第 3 項の規定により、本公開買付けにおける公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書を提出いたしました。これにより、本公開買付けにおける公開買付期間は、令和元年 5 月 10日(金曜日)まで(30 営業日)となっておりました。

その後、公開買付者は、本公開買付けに係る公開買付届出書の記載事項に訂正すべき事項が生じたため、令和元年5月8日付で本訂正届出書を関東財務局長に提出するとともに、公開買付期間を本訂正届出書提出日から起算して10営業日を経過した日である令和元年5月22日(水曜日)まで延長し、公開買付期間を合計38営業日とすることとしたとのことです。なお、かかる公開買付期間の延長は、公開買付届出書の訂正届出書を提出した場合、法令上、当該公開買付届出書に係る公開買付期間の末日の翌日から、当該訂正届出書を提出する日より起算して10営業日を経過した日までの期間とすることとされていることによるものであるとのことです。

以上